地方自治法等の一部を改正する法律案

［議事録 4/4］

・立法府に対する法案提出の在り方

○吉川沙織君

今回、政省令委任事項は多いんですが、例に挙げたのは地方独立行政法人法の改正案に関するものでした。本日議題となっておりますのは、実は地方独立行政法人法の一部改正案ではなくて地方自治法等の一部を改正する法律案です。

そこで、今度は立法府たる国会への法案提出の在り方について伺います。

今回、内閣から国会に提出されておりますのは、今申し上げましたとおり地方自治法等の一部を改正する法律案で、本則で 3 本以上の法律を束ねて国会に提出しているということが見て取れます。

どのような法案が何本束ねられているのか、総務省に伺います。

○政府参考人（安田充君）

お答えいたします。

今回の地方自治法等の一部を改正する法律案では、地方自治法、地方公営企業法、地方独立行政法人法、市町村の合併の特例に関する法律、市町村の合併の特例に関する法律附則第 2 条第 1 項ただし書の規定によりなおその効力を有するものとされた同法、最後非常に技術的なものでございますが、この五法律を改正することにいたしております。

○吉川沙織君

去る 5 月 25 日の当委員会で、総務大臣は本法案の趣旨説明で、「この法律案は、地方制度調査会の答申を踏まえ、」とし、「第一は、地方自治法等の一部改正に関する事項」、間中略して、「第二は、地方独立行政法人法の一部改正に関する事項」とお述べになりました。だがしかし、後者の地独法の改正は第 31 次地制調の答申を踏まえた改正、これ冒頭大臣から答弁もありましたが、これだけではなくて、実は平成 26 年に国の独法通則法が改正になっています。

これを踏まえた改正であるということは、この白表紙の総務省が出してきたやつにもちゃんと書いています。

ですから、必ずしもその法案の趣旨説明が正しいかといえば、全てが地制調の答申の内容を踏まえたわけではなくて、平成 26 年の国の独法通則法の改正を踏まえた内容があると書いてあるんですから、その認識で、局長、合いますね。

○政府参考人（安田充君）

御指摘のとおりでございまして、提案理由、趣旨説明におきましてもその点は触れさせていただいているというふうに思っております。

○吉川沙織君

今回、国の独法通則法の改正を踏まえて出されたものは、実は国の独法通則法は平成 26 年に改正になっています。

地方独立行政法人制度の改革に関する研究会というのがあって、その報告書は平成27年の12月に出されています。であれば、昨年の常会、若しくは昨年の臨時会に法案は提出できたと思うんですが、なぜ今回、地方自治法の大きい改正と一緒にまとめて出してきたんでしょうか。

○政府参考人（安田充君）

お答えいたします。

二つあると思っておりますけれども、一つは、地方独立行政法人制度を、人口減少社会において外部資源の活用という点で第 31 次地方制度調査会でその活用について議論がなされていたと、並行して議論がなされていたということが一つでございます。

もう一つは、今回の地方自治法の改正でも、地方公共団体のガバナンスの強化ということが主な内容でございます。御指摘ございました平成26年の国の独立行政法人通則法の改正も、独立行政法人のガバナンスの強化ということでございました。したがいまして、この地方独立行政法人のガバナンスの強化の改正内容と地方自治法のガバナンスの強化の内容、通ずるものがあるということで、今回まとめてこれを改正するということでお願い申し上げているということでございます。

○吉川沙織君

国の独法通則法は平成26年の常会で成立をしています。その前段の基となっているのは「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」で、これは平成 25 年 12 月 24 日に閣議決定されています。国の独法通則法の一部改正は、平成 25 年 12 月 24 日に基となる閣議決定がなされて、半年以内の平成 26 年の法律で改正に

なっています。

片や、地方独立行政法人のガバナンス強化を含む改正案は、その基となる研究会報告書が平成 27 年の 12 月に出されながら、去年の常会には出ずに、今回地制調の答申を踏まえた内容と一緒くたに出てきました。

しかも、その内容はガバナンスの強化であります。先ほど、J-LIS 法の改正を例に取りましたけれども、J-LIS 法の改正も、ガバナンスの強化が必要ということで、今回、もう通過していますけれども、法律が改正して成立をしております。

今回も、先に地方独立行政法人のガバナンス強化を、去年法律をちゃんと出して、質を高めた上で、今回いろいろ議論ありました。窓口業務の追加は様々な論点があります。ですから、地方独立行政法人を受皿とするのであれば、そこのガバナンスを強化した上で、今回は今回で別の法律として出してくるべきだったんではないかと思いますが、総務省、どうでしょう。

○政府参考人（安田充君）

お答えいたします。

先ほどと同じようなお答えになってしまうかもしれないのでございますけれども、今回の地方独立行政法人のガバナンスの強化、これ地方自治法の地制調答申を受けてのガバナンスの強化と通ずるものがございましたので、併せて今回改正をお願いしているということでございます。

○吉川沙織君

最近、去年は何回か大臣にもお伺いしましたし、自治行政局長が自治財政局長のときにも実はお伺いしているんですが、国会に法律をまとめて出してきて、「等」で 3 本以上くくって出してくることが多くなっています。そうなると、法案名、議題となっている法律に関してはしっかり議論がある程度、論点も明確で、なされるんですが、その中に入ってしまうと、どんなに大きい論点があっても隠れていて、ほとんどこの立法府の場で審議すらされないということも残念ながら散見をされています。

ですから、本来、国の独法通則法はそれだけで審議をしてガバナンスの強化が図られています。それと、地方独立行政法人も、今回いろんな業務を結局政省令にほとんど委ねられていますけれども、追加するのであれば、それは、去年ガバナンスの強化でちゃんと法律を出して、今回は第 31 次地制調の答申を踏まえた内容で出すべきであったのではないかというのが私の思いであります。

今日は、地方自治法等の一部を改正する法律案を中心に、立法府と行政府の在り方と立法府の中のルールについて主に質問をさせていただきました。私は、立法府に身を置く者の一人として、しっかりと、右から左、今の議会構成を見ればもう一目瞭然で、国会に法律が提出をされ、付託をされ、審議に入れば、よほどのことがない限り右から左に通っていくような状況であるのは、残念ながら否めない、否定できない側面だと思っています。でも、だからこそ、議会としてのチェック機能を果たしていくのが私たちの役割ということを申し上げて、私の質問を終わります。
ありがとうございました。